

# 手形行為の原因関係

——電子記録債権と関連して——

丹 羽 重 博

## 一 はじめに

手形制度の起源は、中世ベニス、ゼノア等の地中海沿岸における諸商業都市間に行われた商取引における送金の用具として両替商が発行した証書から発生したといわれている。このため、手形・小切手に関する法制の多くは慣習法に委ねられてきた。そして、フランスにおける一六七三年ルイ十四世の商事勅令 (Ordonnance sur le commerce) 第五・六・七章にみられる手形に関する規定が、近代的成文手形法の最初のものとしてとされている。これを基礎として、手形法が一八〇七年のフランス商法典 (Code de commerce) の一部として制定され、小切手法は、かなり遅れた一八六五年に成文の法としてフランス小切手法が制定された。ドイツでは、一九世紀中頃、各都市によって手形法は分かれていたが、一八四七年の普通ドイツ手形条例 (Allgemeine Deutsche Wechselordnung) によって、国内統一法が成立した<sup>(1)</sup>。日本の現行「手形法」成立前の商法 (手形編) は、このドイツ手形条例に依拠していた<sup>(2)</sup>。このため、日本の手形法に

関する問題の多くは、ドイツでの学説の影響を色濃く受けてきた。その中の一つに手形行為に関する問題がある。すなわち、手形理論といわれる問題である。ここでの手形理論とは、手形上の債務がいかなる要件で生ずるかに<sup>(3)</sup>ついての法律構成上の議論である。

言い換えれば、手形用紙に要件事項を記載して手形を作成し、振出署名をして受取人に交付すると、手形行為の効果として受取人が手形振出人に請求できる権利を取得する関係を、どのように法律構成するかという、理論上の争いを手形理論あるいは手形学説と呼んでいる。

仮に、手形債務の発生原因として手形の交付行為を必要とすると解すれば、手形面上の記載を終えた者でも交付をしていなければ、その用紙は手形債務をいまだ表章していないこととなる。このため、その用紙を紛失・盗難等の事由で直接取得した者はもちろん、善意の第三取得者との関係においても振出署名者は手形責任を負わないのである（物的抗弁<sup>(4)</sup>）。

そして、このことは、振出しという手形行為にかぎらず、債務負担を生ずる裏書等の他の付属的手形行為についても当てはまる問題である。

手形・小切手の法律関係は、抽象的な金銭債権という法律関係であるが、このような抽象的な法律関係の形成は、手形・小切手外に存在する実質的な法律関係を前提とするものである。手形・小切手の実質関係としては、原因関係、資金関係、手形・小切手予約の三つがある。ここに原因関係とは、手形・小切手授受の原因となっている直接の当事者間の実質的な法律関係（売買、金銭消費対借等）をいう。通常、手形の授受には反対給付（対価）の授受があるので、対価関係ともいわれる。資金関係とは為替手形および小切手における振出人（資金義務者）と支払人との間の実質的

な法律関係をいう。本稿は、これまで必ずしも明確でなかった手形行為がなされた場合の原因関係に及ぼす影響を一定の基準により区別することを試みるものである。そして、手形と同様に無因債権とされている「電子記録債権」<sup>(5)</sup>にも関連させんとするものである。

## 二 手形行為（電子記録債権）と原因関係の分離（無因性）

手形（小切手）という有価証券上になされる法律行為を手形行為（小切手行為）という。民法上の法律行為という概念とは別に手形行為・小切手行為（以下手形行為と略する）という概念を設定する必要があるのは、手形行為には民法上の法律行為と異なる性質があるからである。

手形法は、為替手形の手形行為については振出し、裏書、引受け、保証、参加引受けの五種類の手形行為を、約束手形では振出し、裏書、保証の三種類の手形行為を定めている。そして小切手法は、振出し、裏書、保証、支払保証の四種類を小切手行為としてる。

手形行為である振出しあるいは裏書は、売買代金支払のためあるいは金銭の借入れのためなどの、当事者間の実質的な関係を前提に行なわれる。この手形行為者とその直接の相手方との間に存する、手形授受の原因をなす実質的な法律関係を原因関係（対価関係）という。たとえば約束手形の振出しの原因関係は、売買取引における債権債務関係、金銭消費貸借における債権債務関係、手形の割引における法律関係がその原因関係の例である。

ところで、手形行為は原因関係を前提とせられるが、原因関係と手形関係とは経済的には目的と手段の関係にある。しかし、法律的には、手形上の権利は原因関係とは無関係に、手形行為自体によって発生するものとされてい

る（無因証券・抽象証券・非要因証券<sup>(6)</sup>）。したがって、原因関係が無効あるいは不存在であっても、手形そのものは有効に成立して存続する。しかし、手形関係と原因関係の分離は、第三者たる手形取得者の手形に対する信頼を保護し、手形の流通性を高めるために要請されるものである。したがって、手形授受の直接の相手方または悪意の第三者取得者に対しては、手形債務者は原因関係の欠缺や瑕疵を人的抗弁として主張して、これらの者の手形金請求を拒むことができる（手七七条一項一・一七条）。しかし、善意の第三取得者に対しては、このような抗弁を主張することはできない（同条但書）。これを、人的抗弁の切断という。そして、最判昭和三五年一〇月二五日（民集一四卷一二号二七二〇頁）は、債務者を害することを知らないで手形所持人となった者については、重過失の有無を問わず、その前者に対する人的抗弁をもって対抗し得ないと判示している。

このように、手形上の債務と原因取引上の債務とが、相互に影響しないことを、手形債務の無因性あるいは抽象性という。手形行為は、売買契約、金銭の消費貸借契約などの実質関係を前提として行なわれるのが通常であるが、手形行為によって発生する手形債務は、手形上の書面行為のみによって発生するものであるから、原因債務である売買代金支払債務などとは別個の、それから切り離された債務と考えられている。したがって、手形・小切手の原因関係に無効・取消ないしは解除原因があつたとしても、それが手形・小切手関係に影響を与えない結果、第三者はその手形・小切手上の権利を有効に取得することができるのである。電子記録債権も、原因債権の存否、有効無効の影響を受けられない無因債権と解される。電子記録債権は、電子記録により発生する金銭債権であるから（電子債権二条、一五条・三一条・三五条）、電子記録債権を発生させる原因関係とは別個・独自の金銭債権であると解されるからである。したがって、電子記録債権の内容は、債権記録の記録によって定まる（電子債権九条一項）のである。<sup>(7)</sup>そして、手形用紙に

代わる新たな決済手段として、電子債権による決済サービスが二〇一三（平成二五）年二月一八日から始まった。<sup>(8)</sup> 手形債務あるいは電子記録債務が無因的であることは手形行為者・電子記録債務者の意思に反した法的効果である。しかし電子債権取引・手形取引においては、記録あるいは証券を信頼して権利を取得する第三者の利益を徹底して保護し、これによってその流通性を強化し、経済的作用を保護し、社会経済の発展を図る必要があるために、行為者の利益を犠牲にしても行なわれるべき法的処理なのである。<sup>(9)</sup>

電子記録債権法一二条一項は、特則を設けて、第三者が善意かつ重大な過失がなければ保護することとしている。手形債務が無因であることを定めた明文規定はないが、「単純なる支払委託」（手一条二号、小一条一号）、「単純なる支払約束」（手七五条二号）が手形証券上に記載されなければならないことが、無因性の条文上の根拠として挙げられる。また、実質的根拠としては手形行為は、売買その他の原因関係を前提としてなされるが、手形行為は別個独自の書面行為であるから、原因関係とは別個に手形の作成（作成交付）によってはじめて成立する。しかも、手形は設権証券とされているから、書面行為たる手形行為より前に、後に手形上に表章される権利が原因関係上成立することもないのである。さらに手形の記載文言によれば、手形は一定の金額を支払うべき旨の単純なる委託又は約束であり、原因の記載は許されていない。しかも、手形は文言証券であって、手形行為の内容はもっぱら手形に記載されているところによって決定されるから、手形債権は原因債権の存否、有効無効の影響を受けないのである。<sup>(10)</sup> このように、手形行為あるいは電子記録債権の無因性によって、手形・電子記録債権の取得者は、原因関係の存否ないし効力をまったく顧慮しなくてもよいため、手形・電子記録債権の流通がより促進されるのである。もともと手形授受の当事者間においては、原因関係上の法律関係が無効・取消ないしは解除された場合には、手形・小切手上的の権利を行使させる必要が

ないので、相手方がその支払を請求してきたならば、この原因関係上の無効・取消ないしは解除を抗弁として主張し、その悪意の相手方の支払請求を拒むことができる（手一七条・七七条一項一号、小二二条）。また、第三者もこの原因関係上の抗弁事由の存在を知って取得したならば、その者の支払請求を保護する必要はないので、同様にその支払を拒絶することができるのである（手一七条但書・電子記録債権一二条一項）。

ところで、原因債務の支払のために手形を振出交付した後、原因関係が取消あるいは解除されて原因債務が遡及的に消滅した場合に、手形上の権利は誰に帰属するかにつき説が分かれている。手形行為の権利移転面においても無因性を認める判例・通説は、原因債務の消滅によっても、いったん移転した手形上の権利は影響を受けず、依然、受取人に帰属している。これに対し、手形行為を証券の作成行為と証券の交付行為とから成る複合的行為であって、第一段の証券作成行為は無因行為であるが、第二段の証券交付行為は有因行為であると解する、いわゆる二段階行為説では、原因関係の無効・取消・解除により、手形小切手の交付者は原状回復請求権を有すると解している<sup>(12)</sup>。

### 三 手形関係が原因関係に及ぼす影響

手形（以下、原則として電子記録債権を含む）は、その支払いが確実であり、かつ流通性が高いことから、既存の債務を決済する手段として広く利用されている。そこで、たとえば約束手形が振り出された場合に、それが原因関係上の債権・債務にどのような影響を及ぼすかが次の問題となる。これは、原則的には当事者の意思によって決められる問題である。

(1) 支払に代えて

既存債務の内容と異なる手形の交付がなされた場合に、それによって既存債務が消滅するときは、「支払に代えて」交付されたといえる。たとえば、当事者の特別の合意により既存債務の支払として手形が授受されたときは、支払に代えてなされたものとして既存債務が消滅し、たとえ、その後に手形が不渡りとなったとしても、既存債務が復活することはない。手形・小切手の授受がいわば現金の授受があったのと同様の効果を生ぜしめるものだからである。すなわち銀行振出しの小切手、銀行引受の為替手形、銀行の支払保証のある小切手などが、原因関係上の債務者から交付された場合にあっては、当事者間の明示の合意があるかないかにかかわらず、その証券の授受によって、原因関係上の法律関係は当然に消滅する。したがって、原因関係上の担保権等も消滅すると解する。この場合の法律関係について、民法旧五一三条二項は「債務ノ履行二代ヘテ為替手形ヲ発行スル亦同シ」と規定し更改としていたが、<sup>(13)</sup>代物弁済(民四八二条)であると解するのが通説であった。

次に、銀行振出しの小切手、銀行引受の為替手形、銀行の支払保証のある小切手以外の手形・小切手が当事者間において交付された場合に、当事者間の合意によって、原因関係上の法律関係を消滅させることができるかが問題となる。当事者間にこのような合意が存在する限り、当然に原因関係は消滅すると解するのが通説である。<sup>(14)</sup>しかし、このような合意は、原因関係上の債権者に不利益な結果をもたらすものであるから、手形の授受にあたって当事者間に明確な意思表示された場合に限って認められるべきである。<sup>(15)</sup>なぜなら、原因債権が消滅すれば、それに伴って原因債権についての担保も消滅すると考えられるうえ、取得した手形も支払われるとはかぎらないからである。

そして、大審院大正九年一月二九日判決(民録二六号九四頁)は、「當事者ノ一方カ他方ニ對シ負擔セル債務ノ爲メ

約束手形ヲ振出シタル場合之ヲ代物辨濟ト見ルヘキカ將又單ニ原債務ノ辨濟ヲ確保スル目的ヲ以テ手形ヲ發行シタルモノト見ルヘキカハ當事者ノ意思ヲ解釋シテ決定スヘキ事實問題タルコト寔ニ所論ノ如シト雖モ其意思ニシテ前者ニ在ルコト明白ナラサル場合ニ於テハ原債務ヲ消滅セシムルニ至ルヘキ代物辨濟ト觀シヨリハ寧ロ原債務ヲ存續セシムヘキ後者ノ趣旨ニ解スルヲ相當トス本件ニ於テ原判決カ反證ナキ限り代物辨濟ニ非サルモノト解スルヲ相當トス」と判示している。

## (2) 支払いのために

既存債務の支払の方法として手形が授受された場合、言い換えれば手形が原因関係上の既存債務の弁済手段として授受された場合には、原則として「支払いのために」なされたもので、手形債権と既存債権とが併存すると解するのが通説である。そして、大審院大正七年十月二十九日判決（大審院民事判決録二四号二〇七九頁）も通説と同様に、「既存ノ債務ニ付キ約束手形ヲ發行シタル場合既存債務ハ更改ニ因リ消滅シタリヤ否ヤハ之カ決定ヲ當事者ノ意思ニ求ムヘク當事者ノ意思不明ナルトキハ既存債務ノ辨濟ヲ確保スル爲メ約束手形カ發行セラレタルモノト認ムヘク其發行ニヨリ當然債務ノ更改アリタルモノト爲スヘキモノニ非ス……」

……上告人ハ原審に於テ疊表問屋ト荷主トノ取引ニ於テ商品代金ヲ決済スル爲メニ約束手形ヲ發行シタル場合ニ於テハ賣掛代金ハ消滅シ此場合ニ於テハ賣掛代金ノ債權ト約束手形ノ債權ト兩立併存スルモノニアラス之レ問屋ト荷主トノ取引上商慣習ヲ爲スモノナレハ（此事柄ハ被上告人申請鑑定事項ノ正反對ノ事項也）鑑定人選任鑑定ヲ命セラレシトトヲ申請シタリ然ルニ原院ハ此申請ヲ却下シ（大正七年一月十五日辯論調書及ヒ上告人鑑定申請書參照）其判決説明ニ於テ

「尙ホ控訴人ハ商品代金債務ニ付約束手形ヲ振出ストキハ商品代金債務ハ手形債務ニ更改セラルル商慣習アリテ本件ノ場合ハ此商慣習ニ依リタルモノナリト抗爭スルモ原審鑑定人濱田高藏ノ鑑定ニヨリ如此商慣習ノ存在セサル事明瞭ナルカ故ニ此點ニ關スル控訴人ノ抗辯ハ失當ト爲スコク松田嘉市カ被控訴人ニ對シ前記商品代金を辨濟シタル事實ノ認ムヘキナキ本件ニ於テハ被控訴人ハ訴外松田嘉市ニ對シ尙前記商品代金債權者トシテ本件取消ヲ求ムル適格ヲ有スルモノト認定セサルヘカラス」ト説明シ被告上告人ノ申請ニ依リ任命シタル第一審ノ鑑定ヲ採用シ反對事實ヲ立證スル爲メ上告人ノ申請シタル鑑定ハ取調シテ之ヲ却下シ而カモ判決ノ資料ヲ上記ノ鑑定ニ採リタルハ頗ル不公平ノ審理ニシテ證據法則ニ違背シ反證ヲ杜絶シ以テ立證者ニ不利益ナル判斷ヲ爲シタル違法アリ」と判示した。この場合、併存する両債權行使の優先順位によつて、さらに二つの場合に分けるべきである。一つは、手形債權を先に行使することを要するときは「取立てのために」授受されたと解する。したがつて、この場合には手形による呈示支払が拒絶された後にはじめて、原因債權を行使することができる。もう一つは、債權者が併存する両債權のうち、そのいづれでも任意に選択して行使してもよいときは「担保のために」手形が授受されたものと解する。この場合、債務者は債權者に対し手形上の權利を先に行使するように求めることはできない。そのため、原因債權の弁済期が到来すれば、手形の呈示による請求がなくとも原因債務の履行停滞となる（民法四二二条一項）。そして、この場合の原因債務履行の場所は、手形債務履行の場所と同一であると解するのが判例である。<sup>(16)</sup>

そして、この区別の基準に関し、現実的には当事者は明示の合意をすることなく漠然と手形の授受が行なわれていることから、通説は、当事者間に明示の合意があるときはその合意に依るべきであるが、その意思が不明であるときは、①その交付された手形が、原因関係上の債務者以外の者によつて第一次的に支払われる手形である場合には、「支

払いのために」交付されたものとし、また、②その交付された手形が、原因関係上の債務者と手形上の債務者が同一人である場合には、債務者はいずれの権利を行使されても、別段の不利益を被ることはないから、支払いの「担保のために」交付されたと解することができる<sup>(17)</sup>。しかし、現在発行されている手形は、銀行を支払場所（支払担当者）とする手形であり、原因関係上の債務者と手形上の債務者とが同一人である場合にも、手形の発行者はその支払担当者である銀行を通じて支払をする意思で発行したものと解すべきであろう。したがって、原因関係上の債務者と手形上の債務者とが同一人であるか否かにかかわらず、銀行が支払担当者となっている第三者方払の手形が発行された場合には、当事者が明示の意思表示をもって反対の意思を表さない限り、その手形は、「支払いのため」発行されたものと解するのが妥当である<sup>(18)</sup>。

このように、手形の授受にあたって、当事者の意思が明確でない場合には、原因債務は消滅せず、原因債務と手形債務とが併存するものと推定すべきである。判例も「右手形は他の権利と共に被告から株式会社四国銀行に対し、債務担保のため裏書譲渡されたことはまた原判決の確定するところであるけれども、既存債務の支払確保のために振出交付された手形は、債権者債務者間に裏書禁止の特約のない場合には、債務者から既存債務の履行のないかぎり、債権者において該手形を第三者に対し更に担保のため裏書譲渡することは妨げなく、しかも、右裏書の事実によって直ちに債務者は既存債務の支払を免れるものでなく、債権者において右手形の裏書人としての償還義務を免れるまでは債務名に対する既存の債権は消滅するものでないと解すべきことは原判示のとおりであって、所論のように、債権者は償還義務の履行その他の方法によって右手形を自己に回収するまでは既存債権を行使し得ないものと解すべき根拠はないのであるから、論旨は採用することができない。もつとも、かかる場合債務者は、特段の事由のないかぎり、

既存債務の支払は手形の返還と引換にする旨の同時履行の抗弁を為し得るものと解すべきである（昭和二年（特）第七五八号、同三年六月三日第三小法延判決、民集二二卷九号二二八七頁参照）けれども、上告人は原審においてかかる抗弁を提出した形迹はないのみならず、原判決の認定するところによれば、本件当事者間には、「本件五十万円の債務を決済した後、被告から右手形が無効に帰した旨の証明文書を手交する」旨の特約が成立したというのであるから、既存債務の履行と手形の返還とが同時履行の關係に立つものでないこともあきらかである。」と説示している<sup>(19)</sup>。

手形の授受があつても必ずしもその支払がなされるとは限らない。また、原因關係上の権利が消滅すると、債権者はそれについての担保権を失うという不利益を受けることになるから、手形の授受だけで原因關係上の権利が消滅するというのは、手形授受の当事者の通常の意味にも合致しないと見えよう。そして、原因關係上の債務者が約束手形の振出人であつて、他に手形上の義務者がいない場合には、手形は「担保のために」授受されたものと推定することができる。この点に關しても判例は「手形がその原因關係たる債務の支拂確保のため振出された場合に、当事者間に特約その他別段の意思表示がなく債務者自身が手形上の唯一の義務者であつて他に手形上の義務者が不在場合においては、手形は擔保を供興する趣旨の下に授受せられたものと推定するを相當とすべく、従つて債務者は手形上の権利の先行使を求めることはできないものと解するのを相當とする。すなわち、債権者は兩債権の中いずれを先に任意に選擇行使するも差支えないものと言わねばならない。そして本件手形は前述のごとく支拂場所を被告上告人宅とした上告人振出の約束手形であり、授受の際特約その他別段の意思表示がなく、既存の貸金債務者と手形上の義務者とがいずれも同一人たる上告人なのであるから債権者たる被告上告人は本件貸金と右手形債権とのいずれを選擇行使するも差支えないものと言わねばならぬ。」と明白に判示している。

原因債権と手形債権のいずれを先に行使されても、債務者の利害に格段の影響がないからである。しかし、先述のとおり、手形面上の支払場所に銀行の本支店名（第三者方払文句）の記載がなされている場合には、債務者は第三者たる支払担当銀行に手形の支払資金を提供しているのだから、手形債権を先に行使すべきである。<sup>(21)</sup>逆に、約束手形の発行者が当座勘定取引契約を有していない場合には、その手形は「担保のために」発行したとみることが出来る。

もつとも、支払呈示期間経過後は、第三者方払文句の記載は効果を失い、それ以降の支払い請求は本則（商法五一六条二項）に戻り「債務者の現在の営業所（営業所がない場合にあってはその住所）においてしなければならぬ。」とするのが判例<sup>(22)</sup>であるので、支払呈示期間経過後は、債務者には手形債権を先に行使することを求める利益はなくなると思われる。もつとも小切手については、支払呈示期間経過後であっても、振出人から支払委託の取消しがないかぎり、銀行は支払をすることが出来る（小切手法三二条二項）。したがって債権者は呈示期間経過後も、先に小切手による債権行使をしなければならない。<sup>(23)</sup>

先に述べたように、支払のために約束手形が振り出された場合には、受取人は、原則として手形上の権利と原因関係上の権利を併用する。この場合において、先ず、手形によって支払がなされたときは、手形振出しの目的を果たしたことにより原因債務も共に消滅する。反対に、原因関係上の債務が先に履行されたときは、手形の無因性によって手形を受け戻さないかぎり、手形債権は消滅しない。そして、この場合の原因債務の消滅は、人的抗弁事由になると思う（手一七条）。

受取人が対価を得て手形を他に譲渡したときは、原因債権は当然には消滅しない。受取人が後者から償還請求を受けるおそれなくなつて、対価を決定的に収めたときに、振出人に対する原因関係上の権利が消滅するのである。

たとえば、売買代金債務の支払確保のため手形の振出を受けた債権者が、担保のため第三者にこれを裏書譲渡しても、裏書人としての償還義務を免れるまでは、債務者の右代金債務は消滅しないと解するべきである。<sup>(24)</sup>

手形所持人の手形債権が時効によって（七七条一項八号・七八条一項・七〇条一項）先に消滅した場合に、後に原因債権が時効によって（民一六七条一項、商五二二条参照）消滅していなければ、それを行使しうる。これに対し、原因債権が時効によって（民一七三条以下など）先に消滅した場合にも、やはり手形の無因生によって手形債権は消滅しないが、原因債権の時効消滅は人的抗弁事由になり、その支払を拒むことができるのが判例である。<sup>(25)</sup> もっとも、このような妥当性を欠くと思われる結果を避けるために、判例は、債務の支払のために手形の交付を受けた債権者が債務者に対して手形金請求の訴を提起したときは、原因債権についても消滅時効中断の効力を生ずると解している。すなわち、最高裁昭和六二年一〇月一六日判決（民集四一卷一一号一四九七頁）は、「債務の支払のために手形が授受された当事者間において債権者のする手形金請求の訴えの提起は、原因債権の消滅時効を中断する効力を有するものと解するのが相当である。けだし、かかる手形授受の当事者間においては、手形債権は、原因債権と法律上別個の債権ではあっても、経済的には同一の給付を目的とし、原因債権の支払の手段として機能しこれと併存するものによらず、債権者の手形金請求の訴えは、原因債権の履行請求に先立ちちその手段として提起されるのが通例であり、また、原因債権の時効消滅は右訴訟において債務者の人的抗弁事由となること（最高裁昭和四三年（特）第六三八号同年二月二日第一小法廷判決・裁判集民事九三九五八五頁参照）、右訴えの提起後も原因債権の消滅時効が進行しこれが完成するものとするれば、債権者としては、原因債権の支払手段としての手形債権の履行請求をしながら、右時効完成の結果を回避しようとする、更に原因債権についても訴えを提起するなどして別途に時効中断の措置を講ずることを余儀なく

されるため、債権者の通常の期待に著しく反する結果となり（最高裁昭和五二年（オ）第八六七号同五三年一月三日第一小法廷判決・民集三三卷一号一頁参照）、他方、債権者は、右訴訟係属中に完成した消滅時効を援用して手形債務の支払を免れることになって、不合理な結果を生じ、ひいては簡易な金員の決済を目的とする手形制度の意義をも損なう結果を招来するものというべきであり、以上の諸点を考慮すれば、前記当事者間における手形金請求の訴えの提起は、時効中断の関係においては、原因債権自体に基づく裁判上の請求に準ずるものとして中断の効力を有するものと解するのが相当だからである。」と説明しているのである。

そして、手形債権の確定と原因債権の消滅時効につき判例は、手形授受の当事者間においては、手形債権が仮執行宣言付支払命令により確定し、その消滅時効期間が一〇年に延長されたときは、原因債権の消滅時効期間もその時から一〇年に変ずると解している。<sup>(26)</sup>

#### 四 おわりに（原因債権の行使と手形の返還）

手形上の権利の行使は手形と引換えになされ、手形金額の支払を命ずる判決も、たとえ判決文に手形と引換えに支払うべき旨の記載がなされていなくても、手形と引換えに支払うべき旨の引換給付の効力を有している。これに対し、手形が原因債権の担保のために授受された場合、あるいは支払の方法として授受されたが手形金が支払われなかった場合には、債権者は手形債権ではなく原因債権を行使することもできる。この原因債権の行使の場合についての手形の返還の要否については見解が分かれている。

債務者としては、原因債権の弁済に際して手形の返還を受けておかなければ、①原因債権と手形債権の二重弁済の

危険が生じる恐れがあり、また、②弁済者に手形上の前者がいる場合にはその前者に対する遡求権の行使ができなくなる不利益があるからである。<sup>(27)</sup>

(1) 原因関係上の債権を行使するにあたっては約束手形の返還は不要で、債務者は原因債務を弁済した後に手形の返還を請求できる（民四八七条参照）に過ぎないとする説である。このことに関し、広島高等裁判所判決昭和二十七年一月一日（高裁民集五卷一一号五三六頁）は、「請負代金の支払の方法及びに確保のため約束手形が振出された場合は、約束手形金請求権と請負代金請求権とは併存し、原因関係により請負代金の請求をするにあたっては、請負代金の支払と引換に約束手形を返還することは要しないものと解するを相当とする。もつとも請負代金の支払のあった後約束手形の所持人から手形金の請求があつた場合は、振出人は手形所持人に対抗しうる抗弁事由のない限りこれが支払の責に任じなければならぬことになり、二重払の危険を負担することは控訴人主張のとおりであるが、かような事例は手形振出人が手形金の支払を拒絶したこと起因するのが通常であつて、売買代金の支払確保のため約束手形を振出した振出人としては止むを得ない危険負担というべく、これによつて生じた損害は後日債権者に対する不当利益返還請求乃至損害賠償請求により回復するよりほかない（約束手形の受取人が担保のため手形を第三者へ裏書譲渡して金融を受けることもあるが、その場合一旦手形を取戻してこれと引換でなければ原因関係による債務の弁済を得られないということになれば、約束手形の円滑な流通を阻害する結果を生ずる）。」と説明している。

しかしこの説では、二重弁済の危険の不利益は解消できないので、債務者の保護に欠けることとなる。

(2) 手形上の権利行使と同じように、債権者は手形を呈示して初めて原因関係上の債権を行使できるが、手形は原因債権の弁済と引換えに受け渡せば足りるとする説である。しかし、債権者の原因関係上の債権の行使についても手形

の呈示を必要とするのであれば、債権者に先ず原因債権の行使を認める意味がほとんどないことになるとの批判がある。<sup>(28)</sup>

(3) 債権者の原因関係上の債権の行使に当たっては手形の返還は要件ではないが、債権者に手形と引換えにのみ支払うという一種の同時履行の抗弁権を認め、債権者が訴訟上においてこの抗弁権を行使すれば、手形と引換えに支払うべき旨の交換的給付判決をなすべきとする説である。この点に関する判例としては、先ず最高裁判所昭和三三年六月三日(民集二二卷九号一二八七頁)が、「原審の認定によれば、…Yは、支払確保のため、Xに対し…小切手一通を交付しているのである。そして、このように借金債務確保のために小切手が交付された場合、債務者は債権者からの、貸金請求に対しては、特段の事由がないかぎり、右小切手の返還と引換に支払うべき旨の抗弁をなし得るものと解するを相当(と)する(大審院昭和十三年一月一九日言渡判決参照)」。ところで、Yは原審において、本件(2)の貸金〔合計金五万三〇〇〇円と、月一割の遅延利息金〕については、右小切手の返還を受けるのと引換に支払うべき旨の同時履行の抗弁を提出したのであり、これに対し、原判決は、右小切手については消滅時効が完成した事実を認定し、その結果、右貸金債権の行使については、もはや小切手の返還との引換を要請すべき理由は失われたものとして、Yの前記抗弁を排斥したことは、判文上明白である。しかし、原判示のような時効完成の事実は、原審において、なんらXの主張しなかったところであるから、原判決は当事者の主張しない事実を認定した違法があり、右違法は原判決の本文に影響することは明らかである。それ故、論旨は理由があり、原判決は、この点において一部破棄を免れない」とし、本文で「YはXに対し、Xから『金額一〇〇、〇〇〇円、昭和二五年二月三一日附、A信用組合振出』の小切手一通の返還を受けると引換に、金五三、〇〇〇円およびこれに対する昭和二七年一月一日以降完済まで年一割

の割合による金員を支払うこと」と判示した。

続いて最高裁判所昭和三五年七月八日（民集一四卷九号一七二〇頁、判例時報二二九号三七頁）も、「既存債務の支払確保のために振出交付された手形は、債権者債務者間に裏書禁止の特約のない場合には、債務者から既存債務の履行のないかぎり、債権者において該手形を第三者に対し更に担保のため裏書譲渡することは妨げなく、しかも、右裏書の事実によつて直ちに債務者は既存債務の支払を免れるものでなく、債権者において右手形の裏書人としての償還義務を免れるまでは債務者に対する既存の債権は消滅するものでないと解すべきことは原判示のとおりであつて、所論のように、債権者は償還義務の履行その他の方法によつて右手形を自己に回収するまでは既存債権を行使し得ないものと解すべき根拠はないのであるから、論旨は採用することができない。もつとも、かかる場合債務者は、特段の事由のないかぎり、既存債務の支払は手形の返還と引換にする旨の同時履行の抗弁を為し得るものと解すべきである（昭和二九年(特)第七五八号、同三三年六月三日第三小法廷判決、民集一二卷九号一二八七頁参照）けれども、上告人は原審においてかかる抗弁を提出した形迹はないのみならず、原判決の認定するところによれば、本件当事者間には「本件五〇万円の債務を決済した後、被上告人から右手形が無効に帰した旨の証明文書を手交する」旨の特約が成立したというのであるから、既存債務の履行と手形の返還とが同時履行の關係に立つものでないこともあきらかである。」と判示した。

(3)の説が通説・判例である。この説によると、原因關係上の債権の行使の場合には、債権者は手形と引換えに原因債務を支払うという同時履行の抗弁権を主張しないと、無条件の原因債務の履行を命ずる判決がなされることになる。すなわち手形振出人が裏書禁止手形以外の手形を振出した場合には、二重払をしなければならない不利益が残るのである。この点で、この同時履行の抗弁権を主張しなくとも当然に手形と引換えに支払うべき手形上の権利行使の場合

と異なるのである。

もつとも、債務者が債権者の原因債権の行使に対して、手形返還の同時履行の抗弁権を主張することができることと、原因関係上の債務が履行遅滞に陥ることとは、別個の問題である。この場合にあっては、債権者は手形上の債権と原因関係上の債権のどちらの債権を行使するかの選択権を有していて、債務者は原因関係上の債務についても、履行すべき義務を負っているからである。

なお、債務者に一種の同時履行の抗弁権を認める実定法の根拠については、民法五三三条の基礎にある信義衡平の原則（民一条二項）に基づいて認める説と、民法五三三条の対価関係から認められた抗弁権とはその趣旨が異なることから、民法五三三条には該らず、当事者間の「公平の維持」の理念からこのような抗弁権を認める説<sup>(30)</sup>が主張されている。

そして、債務者が手形の返還と引換えに原因関係上の債権を支払うべき旨の同時履行の抗弁権を行使しうる場合であつても、原因関係上の債権について履行期を徒過していれば履行遅滞の責任を負わなければならない。このことに関し、最高裁判決昭和四〇年八月二十四日（民集一九卷六号一四三五頁、判時四二二号四〇頁、判タ一八一号一一五頁、金融法務四二二号六頁）は、「原判決が、本件準消費貸借に基づく金員の支払請求については、特別の事情のないかぎり、債権者は右支払確保のため振り出された本件各手形の返還と引換えに支払うべき旨の抗弁をなしうる旨を判示し、本件各手形と引換えに右金員および遅延損害金の支払を命じていることは、所論のとおりであるが、右金員の支払請求権と本件各手形の返還請求権との関係は、民法五三三条に定める対価的關係に立つ双務契約上の対立した債権関係またはこれに類似する関係にあるものといふことはできず、ただ単に、債務者に対し、無条件に原因関係である債務の履

行をさせるときには、債務者として、二重払の危険に陥らせしめる可能性があるから、これを避けるために、とくに本件各手形と引換えに右金員の支払を命じたにすぎないものと解される。したがって、このような関係にあるにすぎない場合には、債務者において原因関係の債務についてその履行期を徒過している以上、債権者から本件手形の交付を受けなくても、債務者において履行遅滞の責に任じなければならぬことはいうまでもないところである。」と説明した。

(1) 大塚龍児・林靖・福瀧博之『商法Ⅲ・手形・小切手』第四版(有斐閣・平成三年)二九頁以下。

(2) 拙著『手形・小切手法概論』第三版(法学書院・平成一九年)五頁。

(3) 金子宏・新堂幸司・平井宣雄編集代表『法律学小事典』第四版補訂版(有斐閣・平成二〇年)八九六頁―手形(小切手)行為。

(4) 兼子一『民事訴訟法体系』増補版(酒井書店・昭和四〇年)二〇七頁は、この物的抗弁について民事訴訟法上「被告の請求を争う理由としての陳述が、否認になるか抗辯になるかは、結局その事實について、原告被告の何れが主張責任及び舉證責任を負うかによって區別される問題である。」と説明している。

(5) 電子記録債権は、事業者の資金調達の円滑化を図るための制度として電子記録債権法(平成二〇年一月一日施行)によって生まれたものである。そして、電子記録債権の意義は、その発生または譲渡について、電子記録債権法による電子記録を要件とする金銭債権をいう(電子債権二条一項)。

(6) 鈴木竹雄・前田庸『手形法・小切手法』新版(有斐閣・平成四年)一五頁。何らかの手形行為をすることによって、とにかく手形債務が発生するのであるから、これを基礎として、手形行為を「手形上の債務の発生原因たる要式の法律行為」とするのが通説である。

- (7) 電子商取引に関する準則については、中山信弘・具部聡・西江昭博、河野太志・池谷香次郎編『電子商取引に関する準則とその解説』商事法務・別冊NBL No.73 三七頁以下に詳しい。
- (8) 全国銀行協会が一〇〇%出資する「全銀電子債権ネットワーク」が、「でんさいネット」のサービスマンとして運営するもので、四九〇の金融機関が参加している。このことから、電子記録債権は支払の手段および信用の手段としていつそうの利用が促進されると思われる。
- (9) 濱田惟道『手形法小切手法』（文真堂・平成四年）二六頁以下。
- (10) 大塚龍児・林靖・福瀧博之 前掲注（1）四八頁。
- (11) 過失を含むか否かの判断につき、最高裁昭和三五年一〇月二五日（民集一四卷一四号二七二〇頁、判例時報二四一号三七頁）は、「手形法一七条は、同法一六条二項が、その意に反して手形の所持を失った手形権利者と手形所得持者との間の権利帰属を決するための規定であるのとは異り、手形債務者が自己の負担する手形債務につき人的抗弁をもって対抗し得る場合を限定しようとする規定であり、手形流通の安全のためひろく善意の手形所持人を保護することを法意とする。したがって、右一七条は、債務者を害することを知らずして手形の所持人となった者については、重大な過失があると否とを問わず、その前者に対する人的抗弁をもって対抗し得ないものとした趣旨と解するのが相当であり、この点に関する原審の判断は正当である。手形の所持人となるにつき重大なる過失ある場合に、同法一六条二項を類推適用し、もしくは同法一七条但書を拡張解釈すべきものであるとする論旨は当を得ない。」と判示している。
- (12) 鈴木竹雄『手形法の基礎理論』講座一巻一四頁、竹内昭夫『判例商法Ⅱ』（弘文堂・昭和五一年）一九七頁、前田庸『手形法・小切手法入門』（有斐閣・昭和五八年）五〇頁。
- (13) 民法五一三条二項後段の規定は、平成一六年の民法改正によって削除された。
- (14) 前田庸 前掲注（12）一〇二頁、木内宣彦『手形法小切手法（企業法学Ⅲ）』二版（勁草書房・昭和五七年）二八三頁。
- (15) 鈴木竹雄『手形法・小切手法（法律学全集）』（有斐閣・昭和三二年）二二二頁。
- (16) 大塚龍児・林靖・福瀧博之 前掲注（1）五九頁。

(16) 大審院昭和十三年一月一九日判決（法律新聞四三四九号一〇頁）は、「甲第十五號證ノ二ノ約束手形ハ本件自動車賣買代金ノ殘額五千四百五十六圓ニ對スル昭和一二年八月分ノ月賦金百五十六圓八十五錢ノ支拂方法トシテ振出サレタルモノニシテ斯ノ如ク債務ノ支拂方法トシテ約束手形カ振出サレタル場合ニ於テハ特段ノ事由ナキ限り債權者ハ右手形債權ヲ行使スルト否トハ其ノ自由ニシテ常ニ必スシモ先ツ手形上ノ債權ヲ行使スヘキモノト做ス能ハサルコト寔ニ所論ノ如シト雖既ニ約束手形ノ振出アル以上債務者トシテハ縱令右手形債務ノ履行ヲ求メラレタルニ非スシテ本來ノ月賦金債務ノ履行ヲ求メラレタル場合ト雖右手形ト引換ニ非サレハ辨濟ヲ爲スヲ要セサルモノト解スルヲ相當トスヘシ然ルニ本件ニ於テ原審ノ確定シタル事實ハ上告人ハ右約束手形ノ満期タル昭和十二年八月三十一日支拂場所タル羽陽銀行寒河江支店ニ出頭シテ手形ノ呈示ヲ爲ササリシト謂フニ在ルヲ以テ反對ノ約旨ノ認ムヘキモノ存セサル限り本件月賦金ノ支拂場所モ亦右羽陽銀行寒河江支店ト定メラレタルモノト認ムルヲ相當トス」と判示した。

(17) 伊沢孝平『手形法・小切手法』（有斐閣・昭和二四年）四九頁、鈴木竹雄前掲注（14）一一二頁、木内宣彦 前掲注（14）一一八五頁。

(18) 前田庸 前掲注（12）一〇六頁。

(19) 最高裁昭和三五年七月八日判決（民集一四卷九号一七二〇頁）。

(20) 最高裁昭和二三年一〇月一四日判決（民集二卷一一号三七六頁）。

(21) 伊沢孝平 前掲注（17）二五二頁、大隅健一郎、河本一郎『注釈手形法・小切手法』（有斐閣・昭和五二年）四九三頁、木内宣彦『手形の授受が原因關係に及ぼす影響』商法の争点・三一七頁、酒巻俊雄・手形小切手判例百選（第四版）・一八一頁、高窪利一『現代手形・小切手法』（経済法令研究会、改訂版、平成元年）四四三頁。

(22) 最高裁昭和四二年一月八日判決（民集二二卷九号二三〇〇頁、判時四九八号六頁、判タ二二五号九六頁）は、「支払場所の記載はその手形の支払呈示期間内における支払についての効力を有するのであって、支払呈示期間経過後は支払場所の記載のある手形も、本則に立ちかえり、支払地内における手形の主たる債務者の營業所または住所において支払わるべきであり、したがって支払の呈示もその場所で手形の主たる債務者に対してなすことを要し、支払場所に呈示しても適法な支払の呈

示とは認められず、手形債務者を遅滞に附する効力を有しないものと解しなければならない。本来、手形は支払呈示期間内における手形金額の支払をたてまえとし、それを予定して振り出されるものであつて、支払場所の記載もまたかかる手形の正常な経過における支払を前提としてなされるものと解するのが、これを記載する当事者の意思に合致するのみならず、手形取引の在り方から見ても合理的であると考えられる。けだし、手形に支払場所の記載がある場合には、手形の主たる債務者は、支払呈示期間中、支払場所に支払に必要な資金を準備しておかなければならないのが当然であるが、もし支払呈示期間経過後もその手形の支払が支払場所でなされるべきであるとするならば、手形債務者としては、手形上の権利が時効にかかるまでは、何時現れるかわからない手形所持人の支払の呈示にそなえて、常に支払場所に右の資金を保持していることを要することになつて、不当にその資金の活用を阻害される結果となるし、さりとて右の資金を保持しなければ、自己の知らない間に履行遅滞に陥るといふ甚だ酷な結果となるのを免れないからである。この場合、手形債務者は手形金額を供託しその債務を免れる途がないではないが、しかし手形金額の供託は、手形債務者の資金の活用を阻害して取引の実情にそわない点では、支払呈示期間経過後も支払場所に支払に必要な資金を保持させるのと異なるところはない。もつとも、叙上の見解によれば、手形所持人が支払呈示期間経過後に支払の呈示をする場合に多少の不便を生ずることは否定できないが、それは支払呈示期間を徒過した手形所持人として当然忍ぶべき不利益といわざるをえない。…手形の主たる債務者と支払場所として指定された第三者との間の関係は、当事者間の手形外の契約によつて定まるところであるから、その契約をもつて支払呈示期間経過後も支払場所において支払をなしうる旨を定めることは差支えなく、この場合には、支払呈示期間経過後の支払場所における支払も有効な手形の支払となり、これにより手形債務者の手形上の義務は消滅するが、それが手形上における支払場所の記載が支払呈示期間内における支払についてのみ効力を有するということとかかわりのないことは、いうまでもない。」と、その理由を詳しく述べている。

(23) 同旨、大塚龍児・林靖・福瀧博之 前掲注(1)六一頁。

(24) 最高裁判昭和三五七年七月八日 前掲注(19)一七二〇頁。

(25) 最高裁判昭和四三年一月二二日判決(判時五四五号七八頁、判タ二三〇号一八二頁、金融法務五三六号二二頁)は、「上

告会社の被上告人安藤豊明に対する売掛代金債権が本訴提起前に民法一七三条所定の二年の時効期間の満了によって消滅し、同被上告人は右事由をもって上告会社からの本件為替手形金の請求を拒むことができるとした原審の判断は正当であり、原判決に所論の違法は存しない。」と述べている。

(26) 手形債権の行使と原因債権の時効につき最高裁昭和五三年一月二三日判決(民集三三卷一号一頁)は、「手形授受の当事者間においては、手形債務者は原因関係上の抗弁を主張して手形債務の履行を拒絶することができるけれども、仮執行宣言付支払命令により手形債権が確定した場合に、右支払命令の送達前に完成した原因債権の消滅時効を手形債権者が送達後に援用し、これを右支払命令に対する請求異議の理由として主張することは、民法五六一条二項にいう仮執行宣言付支払命令の送達後に異議の原因を生じた場合にあたらず、したがって、このような主張は許されないものと解するのが相当である。また、原因債権の消滅時効が右送達前に完成していない場合においては、手形はその授受の当事者間では原因関係に対する手段であり、手形債権者が右手段を行使して支払命令を申し立て、その確定を得て手形債権の時効を中断し、更に民法一七四条ノ二によってその時効期間が延長されたのに、原因債権の消滅時効完成によって債務名義の執行力が排除されることがあり、もし手形債権者がその結果を避けようとすれば、更に、原因債権について訴を提起するなどの方法を講じてその時効を中断しなければならぬ」というのでは、手形債権者の通常の期待に著しく反する結果となることに照らすと、同条の規定によって手形債権の消滅時効機関が支払命令の確定の時から一〇年に延長せられるときは、これに依じて原因債権の消滅時効期間も同じくその時から一〇年に変ずるものと解するのが相当である。」と説明している。

(27) (28) (29) 大塚龍児・林靖・福瀧博之 前掲注(1)六一頁～六二頁。

(30) 稲田俊信『手形法・小切手法講義』(有信堂・平成元年)三四頁。